

受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田日本株式リサーチオープン 信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 明治安田日本株式リサーチオープン（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2000年4月19日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは投資信託約款に定められた受益権の口数（20億口）を下回る状態が長期間続いており、今後、受益者の皆さまに十分なサービスを提供できなくなることが懸念されます。

よって、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆さまの利益に資すると判断し、当ファンドにつきまして、投資信託約款の規定に基づき、異議申立による信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド

追加型証券投資信託 明治安田日本株式リサーチオープン

2. 解約の理由

当ファンドは投資信託約款に定められた受益権の口数（20億口）を下回る状態が長期間続いており、今後、受益者の皆さまに十分なサービスを提供できなくなることが懸念されます。よって、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆さまの利益に資すると判断し、投資信託約款の規定に基づき、異議申立による信託終了（繰上償還）を行うものです。

3. 日程について

①受益者の確定日	: 2021年1月18日 (2021年1月15日までに申込みをされた受益者に限る)
(電子公告開始 2021年1月18日)	(弊社ホームページ (https://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
②異議申立期間	: 2021年1月18日から2021年2月25日まで (弊社必着)
③異議申立受益者の買取請求期間	: 2021年3月3日から2021年3月22日まで
④信託終了（繰上償還）日	: 2021年3月24日 (予定)

※ 解約申込は2021年3月23日まで通常通り受付けます。

※ 販売会社によっては申込受付最終日より前に、解約申込の受付を中止する場合があります。
詳しくは販売会社へお問合せください。

4. 異議申立の方法

2021年1月18日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、書面（書式自由）に（2）の事項をご記入のうえ、2021年2月25日（弊社必着）までに（1）の宛先へご送付ください。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、お手続は不要です。

（1）宛先

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号 大手町プレイス イーストタワー 9 階
明治安田アセットマネジメント株式会社
投信ディスクロージャー部 異議申立受付係 宛

（2）ご記入いただく事項

- | |
|---|
| ① 住所
② 氏名および捺印
③ 電話番号（日中ご連絡先）
④ 保有ファンド名および口数
⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号
⑥ 本件に異議を述べる旨（例：信託終了（繰上償還）に異議を申立てます。） |
|---|

該当ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただくものとし、この場合は次頁 6. の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受付を行うものとします。

[留意事項]

- ・お申出いただいた事項にて不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがありますのでご注意ください。
- ・お手続にあたり、お客さまに関する個人情報を販売会社および受託銀行（再信託受託会社を含みます。）が共有することにご同意いただいたこととしますのでご了承ください。なお、当該手続に伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報は、当該受益権口数の管理および買取請求の事務処理を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。

5. 異議申立の判定

2021年1月18日から2021年2月25日（弊社必着）までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2021年1月18日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ2021年1月18日現在における知れている受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（2021年2月26日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

※繰上償還決定から償還までの期間において、償還準備のために組入有価証券等を売却すること等が生じるため、償還までの期間においては、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用が出来なくなることがあります。

6. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

この信託終了（繰上償還）を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託銀行に対し請求することができます。

※公正な価額とは、受託銀行が受益者からの買取請求手続に係る必要書類を受理した日の基準価額から信託財産留保相当額（当該基準価額に0.3%を乗じた額）を控除した価額をいいます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。
引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

- ① 買取請求期間：2021年3月3日から2021年3月22日まで
- ② 弊社より、異議申立をされた受益者の方に「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」（以下、「買取請求書」といいます。）を送付いたします。
- ③ 受益権の買取請求をされる場合は、弊社が送付する②の買取請求書にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
- ④ 買取請求書は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託銀行へ送付されます。
- ⑤ 受託銀行で買取請求書が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。
- ⑥ 受託銀行より、買取請求書にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。
なお、買取代金は、買取価額から受託銀行で発生する費用（振込手数料等）が差し引かれた金額となります。

【買取請求に係る注意事項】

- ・ **マイナンバーおよび本人確認書類の提示（簡易書留）が必要となります。**「個人番号告知書兼届出書」にマイナンバー（個人番号）をご記入いただき、本人確認書類のコピーを添付のうえ、簡易書留によりご提出いただきます。
- ・ 前記の買取請求は、当該繰上償還について異議申立をされた受益者の方のみを対象とするものであり、**通常の換金手続である取扱販売会社に対する解約請求とは異なります。詳しくは（ご参考）をご覧ください。**
- ・ 買取請求を希望される場合、**「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」にご記入いただいた日から受託銀行にて受理するまでに日数を要する場合があります。**
- ・ また、**買取代金のお支払いまでに通常の換金手続よりも日数を要する可能性があります。**
- ・ **買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなります**のでご注意ください。
- ・ 買取請求を行った場合、買取代金をお客さまの口座へお振り込みを行うための**振込手数料等が買取代金から差し引かれます。**
- ・ 買取請求により収益が発生する場合、**原則として確定申告が必要となり、お客さまご自身で行っていただく必要があります。（税務につきましては、税務の専門家にご相談ください。）**
- ・ 買取請求された受益権について、質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託銀行の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振り込みにより、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）ならびに委託会社は、一切責任を負いませんので、ご承知おきください。
- ・ **異議を申立てた場合でも、償還日まで継続保有をすることが可能です。また、異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことも可能です。**

(ご参考) 「買取請求」と「解約請求」の手続きの違い

	受託銀行に対して行う 「買取請求」の場合	販売会社に対して行う 「解約請求」の場合
換金請求先	お取引中の販売会社の本・支店等	お取引中の販売会社の本・支店等
対象者	異議申立期間中に異議を申立てた受益者のみ	異議申立ての有無にかかわらず、当ファンドのすべての受益者にお手続きいただけます。
換金請求期間	2021年3月3日～2021年3月22日のお申込み	ファンドの営業日 解約請求最終日は2021年3月23日のお申込み ※販売会社によっては申込受付最終日より前に、解約申込の受付を中止する場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。
換金請求手続き	お客様ご自身で、当社指定の「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」にご記入いただきます。 ※「 <u>個人番号告知書兼届出書</u> 」にマイナンバー（個人番号）をご記入いただき、本人確認書類のコピーを添付のうえ、簡易書留により受託銀行にご提出いただきます。 ※ <u>ご記入いただいた日から、受託銀行で受理するまでに日数を要する場合があります。</u>	お取引中の販売会社における、通常の換金（解約）手続きとなります。
換金価額	受託銀行が公正な価額にて買取を行います。 ※公正な価額とは、「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」および「個人番号告知書兼届出書」が受託銀行にて受理された日の基準価額から信託財産留保相当額（当該基準価額に0.3%を乗じた額）を控除した価額とします。	解約請求日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金の受け取り	受託銀行が、「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」にご記入いただきました口座に振り込みます。	販売会社にてお支払いします。
換金にかかる手数料や費用	<u>買取代金をお客様の口座へお振り込みを行う際の振込手数料等が買取金額から差し引かれます。</u>	ありません。
税金関係 （個人の場合）	お客さまご自身での納税手続きが必要となります。 ※販売会社が受益権を買い取る通常の買取請求と異なり特定口座の損益通算の対象とはなりません。 ※税務につきましては、税務の専門家にご相談ください。	源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合、販売会社が源泉徴収を行うため確定申告を省略することができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記へお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上